

茨木市防災行政無線屋外拡声器の地域放送設備としての運用要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市防災行政無線運用規則（平成19年茨木市規則第12号）第20条の規定に基づき、防災行政無線屋外拡声器（以下「屋外拡声器」という。）の個別放送機能を使用し、地域放送設備として活用することについて必要な事項を定めるものとする。

(放送の種類)

第2 屋外拡声器を地域放送設備として活用する際の放送（以下「屋外拡声器による放送」という。）の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 緊急放送 災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生することが予測される場合に行う次に掲げる事項についての放送
 - ア 災害時の非常事態に関すること。
 - イ 人命その他特に緊急を要する事態に関すること。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
- (2) 一般放送 一般的な連絡として行う次に掲げる事項についての放送
 - ア 行政情報並びに学校、公民館及び自治会からの連絡事項
 - イ イベントの中止等多くの住民に影響が生じる事項

(放送時間)

第3 屋外拡声器による放送を行うことができる時間は、次のとおりとする。

- (1) 緊急放送 時間を定めず放送することができ、一般放送に優先するものとする。
- (2) 一般放送 原則として午前8時から午後7時までの間とする。

(使用者の範囲)

第4 屋外拡声器を使用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 連合自治会
- (2) 自治会
- (3) 自主防災組織
- (4) 消防団分団
- (5) 屋外拡声器設置施設管理者

(使用の申込み)

第5 第4各号に掲げるもののうち、屋外拡声器を使用しようとするものは、茨木市防災行政無線屋外拡声器使用申込書（様式第1号）を指定された期日までに、市長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めら

れる場合は、口頭又は電話による申込みを行い、事後において申込書を提出するものとする。

(使用の承認等)

第6 市長は、第5の申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて、申込者に対し茨木市防災行政無線屋外拡声器使用承認通知書(様式第2号)により通知するとともに、屋外拡声器制御ボックスの鍵(第7及び第10第2項において「鍵」という。)を貸与する。この場合において、市長は屋外拡声器の使用について、必要な条件を付けることができる。

2 市長は、前項の審査の結果、不相当と認めたものについて、申込者に対し茨木市防災行政無線屋外拡声器使用不承認通知書(様式第3号)により通知する。

(鍵の管理)

第7 鍵の貸与を受けたものは、鍵の管理を厳重に行い、屋外拡声器の使用が終了した際は、速やかに鍵を市長に返却するものとする。

(放送禁止事項)

第8 屋外拡声器による放送における放送禁止事項は、次のとおりとする。

- (1) 営利目的に関すること。
- (2) 政治活動及び政党活動に関すること。
- (3) 宗教活動に関すること。
- (4) 個人的な利害に関すること。
- (5) 公序良俗に反すること。
- (6) その他市長が不適切と判断するもの

(放送に係る順守事項)

第9 屋外拡声器による放送を行う場合は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 対象地区の名称及び自治会名等放送を行う主体を明確に伝えること。
- (2) 1回の放送時間は3分以内とし、簡潔明瞭な内容とすること。
- (3) 屋外拡声器制御ボックス内の設備については、局操操作ボタン、コールサインボタン及び受話器のみを使用することとし、それら以外のものには触れないこと。
- (4) 誤操作によりサイレンが吹鳴した場合は、速やかに訂正の放送を行い、危機管理課に報告すること。

(使用の承認の取消し)

第10 市長は、屋外拡声器の使用の承認を受けた者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 第5の規定による使用の申込みの内容に虚偽があったとき。

- (2) 第6第1項の規定により市長が付けた使用についての条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により使用の承認の取消しを受けたものは、直ちに鍵を市長に返却しなければならない。
- 3 使用の承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、当該使用の承認を取り消されたものが負担するものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月11日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

（申込者）

所在地

団体名

代表者名

⑨

（自署の場合は押印不要）

電話番号

茨木市防災行政無線屋外拡声器使用申込書

防災行政無線屋外拡声器の使用について、次のとおり申し込みます。

放送希望日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分
使用機器	
放送目的	
放送内容	
放送地域	
責任者 所属(団体名) 責任者連絡先	

※ 平常時の放送時間は、原則として午前8時から午後7時までです。

様式第2号（第6関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



茨木市防災行政無線屋外拡声器使用承認通知書

年 月 日付け申込みの防災行政無線屋外拡声器の使用については、
次の条件を付けて、承認します。

条 件

様式第3号（第6関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



茨木市防災行政無線屋外拡声器使用不承認通知書

年 月 日付け申込みの防災行政無線屋外拡声器の使用については、
次の理由により承認しないこととしたので、通知します。

理 由